

E i w a N e w s

マイナンバー制度の個人番号、法人番号

平成 27 年 10 月
(No. 123)

平成 28 年 1 月から利用が始まるマイナンバー制度に先立ち、今月中旬より、個人に対してマイナンバー（個人番号）が、法人等に対して法人番号がそれぞれ通知されます。

そこで今回は、マイナンバーを取扱う事業者はもとより、番号が指定される個人や法人の方の理解のために、改めて、マイナンバー制度における「個人番号」と「法人番号」の解説およびそれらの手続き等についてご紹介いたします。

マイナンバー（個人番号）

1. マイナンバーとは

マイナンバーは、国民一人一人に付される、数字のみで構成される 12 桁の個人番号 であり、個人を識別するために指定されます。

住民票コードを基にランダムに変換して得られる番号のため、家族などであっても番号が連続することはありません。

原則として、生涯同じ番号を使用するため、自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーの漏えいなどにより不正に用いられるおそれがあると認められる場合に限り、本人の申請または市町村長の職権により変更することができます。

2. マイナンバーの通知

マイナンバーは平成 27 年 10 月 5 日時点で住民票に記載されている者に、通知カードで通知されます。

通知カードは、住民票の住所に届くため、居所と住民票の住所が異なる場合は注意が必要です。なお、通知カードは簡易書留により転送不要にて送付されるため、転送届出を提出していても転送されません。ただし、やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取れないときは、送付先を居所に変更することが可能です。

3. 住民票を有していない場合

国外に滞在しているなどの理由で住民票を有していない場合はマイナンバーを指定することができません。平成 27 年 10 月以降、日本国内に一度も住民票をおいたことがなければ、帰国して国内で住民票を作成したときに初めてマイナンバーの指定が行われます。

4. 通知カード

通知カードには、氏名、住所、生年月日、性別（基本 4 情報）とマイナンバーが記載されます。この通知カードはマイナンバーカード（個人番号カード）とは異なるため、マイナンバーカードを取得するためには別途申請する必要があります。

5. マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカードの表面には「基本 4 情報」の記載と顔写真があり、裏面にはマイナンバーが記載されます。

マイナンバーカードにはICチップが内蔵され、これらの情報が記録されますが、年金給付関係情報や納税情報などの特定個人情報は記録されません。

6. マイナンバーカードの取得方法

通知カードを受け取った場合、平成 28 年 1 月以降に市町村長へ申請し、本人確認を行った後、マイナンバーカードの交付を受けることができます。マイナンバーカードを受領するときは通知カードを返納する必要があります。

マイナンバーカードの取得は義務ではありません。ですが、各種手続きにおけるマイナンバーの確認、本人確認の手段や身分証明書としても今後広く活用されることが期待されているため、マイナンバーカードは速やかに取得することが望ましいとされています。

法人番号

1. 法人番号とは

法人番号は、数字のみで構成される **13桁の番号**であり、次の団体に指定されます。

国の機関

地方公共団体

設立登記法人

上記 ~ 以外の法人または人格のない社団等で、法人税・消費税の申告納税義務または給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有する団体

なお、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されず、一度指定された法人番号は変更されません（1法人1番号）。

また、個人事業者には法人番号は指定されないため、自身のマイナンバー（個人番号）を使用することになります。

2. 法人番号の利用

法人番号は、原則として、名称、所在地、法人番号がインターネットを通じて公表され、誰でも自由に利用することができます。

今後、法人番号を利用して顧客である法人の管理をすることができるため、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化できるなどのメリットが期待されています。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。